

会員各位(シルバーの車を運転する会員)

法改正に伴う、アルコール検知徹底について

令和4年度から、改正道路交通法施行規則が施行され、安全適正就業運転管理者選任事業者は、運転前後の運転手に対する酒気帯びの有無の確認する事が義務付けられました。これに伴い、当センターでは運転前後にアルコールチェックを行います。

10月1日から 下記の点に注意し、徹底をお願いします。

- ① **朝のアルコールチェックは7：50開始とする。**
 - ・ 今後は時間を徹底します。
 - ・ 業務上不可能な場合のみ前日までに職員に相談してください。
- ② **確認者は当センターが指示した人にしてください。**
 - ・ 運転者本人がチェックすることは認めません。
 - ・ 業務上不可能な場合のみ前日までに職員に相談してください。
- ③ **基本チェック場所は2階事務所前の休憩所とします。**
 - ・ 土日祝日等、不可能な場合のみ前日までに職員に相談してください。
- ④ **運転後のチェック最終は17：00終了とします。**
 - ・ 今後は時間を徹底します。
 - ・ 業務上不可能な場合のみ職員に相談してください。

高浜町シルバー人材センター